

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料5-1

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)	必要性	ポストごとの審議会意見
1	(公財)千里ライフサイエンス 振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。</p> <p>また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置していることに一定の妥当性はあるが、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地があると思われる。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○競争的資金を獲得し、実用化支援事業を強化</p> <p>○外部資金獲得やコスト縮減などによる経営基盤の強化</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○文部科学省等と積極的に交渉を進め、競争的資金獲得に注力</p> <p>○財団業務の総括責任者として、事業全般・経営、財務全般の企画・執行管理を行う。 (理事長（非常勤）は、研究者であるため、実務・経営面を代行。)</p> <p>○府内ライフサイエンス産業振興の推進のため、大阪府ライフサイエンス産業課と、当財団との連携強化</p>	<p>A-6</p> <p>B-0</p> <p>C-1</p> <p>D-0</p>	<p>【A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金獲得など今後も重要な課題。</li> <li>調査票の内容に説得力がある。</li> <li>産学官の連携を前提に、府が関与しながら実用化支援、競争的資金の獲得、万博への取組みをすることは重要性が認められる。</li> <li>公的機関としっかり連携をとっていただきたい。</li> <li>府の施策を担っていると認識している。課題も同じ認識である。</li> <li>ライフサイエンスの重要性は認識。</li> </ul> <p>【C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財産の取り崩しをしないため、独自に稼げる仕事（会議など）も考えていってほしい。</li> </ul>	<p>A-2</p> <p>B-5</p> <p>C-0</p> <p>D-0</p>	<p>【A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状において、常勤トップは必要。</li> <li>事務系専務理事の必要性はよくわかる。</li> </ul> <p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産運用については、府関係者が担当する必要性が弱く感じられる。</li> <li>非常勤の理事長を補佐し、業務面での統括責任者を置くことは、関連性が一定認められる。</li> <li>他の役員が非常勤であるため、常勤は必要性が認められる。</li> <li>府関係者としての関わりが必要ということは理解できる。ただ競争的資金の獲得や資産運用の部分で府関係者が就任する必要性がやや弱い、特に資産運用面。</li> </ul>	<p>認-3</p> <p>条-4</p> <p>不可-0</p>	<p>【認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「認められる」としたが、今後も事務局長の仕事も含めて、各ポジションの仕事の分担の見直しなどを進めていただきたい。</li> <li>財団の運営上、府の関係者が理事に就任することは必要と思われる。常勤まで必要とまではいいきせず、常勤は外部でも問題ない。</li> </ul> <p>【条件付きで認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産運用については、調査票の内容より適切な対応も検討されたい。</li> <li>大阪府の人脈、知見をいかして官として関与し、課題解決をすすめることにおいて必要性が認められる。</li> <li>すべてを専務理事が担っているように見受けられる。得意分野などに絞ることの検討も必要ではないかと考える（資産運用など）。</li> </ul>	<p>認 条 不可</p>	<p>府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。</p> <p>また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置しているが、役員の役割分担、とりわけ資産運用については、検討が必要。</p>

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性		必要性	ポストごとの審議会意見
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)		
2・3	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)	<p>【条件付きで認められたポスト】 当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】 ○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携 ○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成 ○「西成特区構想」に基づく取組みを踏まえた法人運営 ○西成労働福祉センターの本移転施設で求められる役割の検討や議論を踏まえた事業のあり方の検討</p> <p>【対象役員の職務との関連性】 ○公益財団法人として、あいりん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応したセンターの運営管理 ○地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要法人として、行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえた総合的な意思決定 ○法人職員に対する理事者の代表としての方針決定</p>	A-6 B-1 C-0 D-0	<p>【A】 ・取組みは社会的にも注目されるものであり、極めて重大。 ・調査票の内容に説得力がある。 ・建替え工事が遅延する中で、困難度は高いと認められる。 ・関係機関としっかりと連携する必要がある。</p> <p>【B】 ・居座りは少数派だと思いが、判決が出ている以上、強制的に動かしてもよいのではと思う。</p>	A-5 B-1 C-1 D-0	<p>【A】 ・府などとの密な連携が必須。 ・調査票の内容に説得力がある。 ・課題解決に、大阪府の取用関連人材を配置することは関連性が高いと認められる。 ・公的要素が強く、代表として役割を果たすことが必要。</p> <p>【B】 ・訴訟終結、明渡し完了まで必要と思われる。</p> <p>【C】 ・センター運営はスムーズに行っていないのではと思うが、本当にまじめに働きたい人や外国人に目配りをしてほしい。役員総出で問題解決に取り組むべき。</p>	認-6 条-1 不可-0	<p>【認められる】 ・調査票の内容に説得力がある。 ・課題と人材の関連性が高く、関与の必要性が認められる。 ・様々な調整が円滑に進められるよう府関係者としての経験、人脈などに期待している。</p>	認 不可	<p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、あいりん労働福祉センターの建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>
		業務執行理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】 当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】 ○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携 ○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成 ○「西成特区構想」に基づく取組みを踏まえた法人運営 ○西成労働福祉センターの本移転施設で求められる役割の検討や議論を踏まえた事業のあり方の検討</p> <p>【対象役員の職務との関連性】 ○実質的な運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合確保や地域の状況変化に適宜的確に対応できる事業の見直し・改善のリード役 ○地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する窓口 ○大阪ホームレス就業支援センター運営協議会長として地域対策のリーダー的役割 ○職業紹介機関としての視点から、地域の労働関係諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる</p>	A-6 B-1 C-0 D-0	<p>【A】 ・取組みは社会的にも注目されるものであり、極めて重大。 ・調査票の内容に説得力がある。 ・建替え工事が遅延する中で、困難度は高いと認められる。</p> <p>【B】 ・新築物の遅れをいつまで続けるのか、法治国家の権利行使も検討を。</p>	A-4 B-3 C-0 D-0	<p>【A】 ・府などとの密な連携が必須。 ・調査票の内容に説得力がある。 ・不安定な労働環境にある人々の安定的な就労支援とともに、多機関連携をすすめる生活支援を含めて総合的に支援ができる機関として中心的な役割を担うことを期待している。</p> <p>【B】 ・理事との役割分担を明確にした上で、常勤の執行理事の関連性が一定認められる。 ・訴訟終結、明渡し完了まで必要と思われる。 ・センターが活発に動いてこそ関連性もいきてくる。人権主張する意見をいつまで重要視するのか。</p>	認-6 条-1 不可-0	<p>【認められる】 ・調査票の内容に説得力がある。 ・課題解決に向け推進させるために、府の人材関与の必要性が認められる。 ・業務は公的要素が強いので、必要性が認められる。</p> <p>【条件付きで認められる】 ・期限をきって対応することはできないのか。</p>	認 不可	同上

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料5-3

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評 価 項 目						意見とりまとめ案	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性		必要性	ポストごとの審議会意見
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)		
1・2・3	公益財団法人 大阪府都市整備 推進センター (R2.4.1)	理事長 (常勤)	【(公財)大阪府都市整備推進センター 理事長(常勤)】 《人的関与の必要性が認められる》	【取り組むべき課題】 ○法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献する。 ○中期経営計画(令和3年7月策定)の着実な実施 ・公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)、市町村道路施設点検等支援業務、大阪北摂霊園事業等 ・その他事業…近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業等 ・収益事業等…所有資産の有効活用、正味財産の維持等	A-4 B-3 C-0 D-0	【A】 ・調査票の内容に説得性がある。 ・大阪府タウン財団との統合はなされたが、中期計画を着実に実施していくことが必要。 ・財団が培ってきた専門性や知見を最大限に活用し、まちづくりの総合コーディネート財団のとしても機能を果たすことを期待する。 北摂霊園事業など、新たな社会ニーズにスピーディにできる体制整備も期待したい。 【B】 ・重要性、困難度は認められるが、法人の体制見直しも課題に入れるべきではないか。 ・長い期間引きずっていく中身が多く、一気に解決できないことに対応しなければならぬと思う。(しかし少しでも流れを早めるための努力をお願いしたい) ・中期経営計画の着実な実施。	A-3 B-3 C-1 D-0	【A】 ・財団のトップとして統合した財団間の調整役として必要。 ・調査票の内容に説得性がある。 【B】 ・コーディネート財団の調整役として一定の関連性が認められるが、2人の常務理事との業務分担の検討、非常勤への検討が望まれる。 ・職務が円滑に進められることを期待する。円滑に進めていくことが難しい事業も多く見受けられるが豊富な知見や専門性をふまえた適切な方針を示し、リーダーシップを発揮し、事業を進めていくことを期待する。 【C】 ・法人統合から2年目になるなか、常勤の必要性が十分に感じられなかった。	認-4 条-3 不可-0	【認められる】 ・府が関与する必要性は認められる。 ・調査票の内容に説得性がある。 【条件付きで認められる】 ・この常勤の理事長職(府関係者)については、常勤2名の常勤理事との役割分担の検討を続け、統合のメリットとしてポスト減を進めることが必要。 ・培った知見や専門性だけでなく、新しい知見などを積極的に取り入れるといったことも考慮してはどうか。	認 条 不可	市街地の整備・開発や公共用地の有効活用など大阪府域における秩序ある良好な市街地形成のため、令和2年4月に大阪府タウン管理財団と統合し、業務を開始した法人。大阪府域全体のバランスをとりながら良質なまちづくりを推進し、また関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。
		常務理事 (常勤)	令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。	A-3 B-3 C-1 D-0	【A】 ・調査票の内容に説得性がある。 ・財団が培ってきた専門性や知見を最大限に活用し、まちづくりの総合コーディネート財団のとしても機能を果たすことを期待する。 【B】 ・重要性、困難度は認められるが、法人の体制見直しも課題に入れるべきではないか。 ・メリット、デメリットがある中で、どちらにウェイトを大きく置くか、理事長を支えながらもメリットをもっと大きくしていくことに努力してほしい。 ・都市的課題の解決。	A-1 B-3 C-3 D-0	【B】 ・常勤理事長および職員との分掌再構成の余地があるようにも感じられる。 ・関連性は一定認められるが、全体の組織体制も含めて、職員・常務理事・理事長の役割を効率的にして、法人統合のメリットを最大限にするように。 【C】 ・府退職者の常勤理事の必要性が十分わからなかった。 ・職務が理事長やタウン担当理事と重なっており、整理の必要がある。また、とりわけ密集市街地まちづくり活動支援業務は、業務が遅れることの影響が大きいことから、円滑に進めていくための体制強化を期待したい	認-1 条-4 不可-2	【条件付きで認められる】 ・この常勤の常務理事(府関係者)については、他方の常務理事、理事長との仕事の分担を見直す等して、3から2へのポスト減が必要。 ・長期的には分掌の再編成プラス非常勤化も検討されたい。職員数に対する理事の比率、常勤理事の比率に絶対的な基準はないが、高く感じる。 ・今後の統合進捗状況に合わせて見直していくことが望ましい。 【認められない】 ・財団の統合及び中期計画の策定までなされた段階で役割は終えているのではないかと。理事長とタウン事業担当の常務理事の2名で十分と認められる。 ・理事長や他の常務理事との職務の分担等がわかりづらい。職員の元・現行政職の割合が高いこともあり、行政職員の知見・専門性は職員の方々に十分期待できるため、関与しなければならぬ必要性は何か、メリットは何かということを整理し、新たな知見をもった人の関与についても検討していくことも必要と考える。	認 条 不可	市街地の整備・開発や公共用地の有効活用など大阪府域における秩序ある良好な市街地形成のため、令和2年4月に大阪府タウン管理財団と統合し、業務を開始した法人。大阪府域全体のバランスをとりながら良質なまちづくりを推進し、また関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。 なお、常務理事(2名)については、法人統合によるメリットを最大限活かせるよう、各事業の進捗状況に応じて配置の必要性、配置形態や役割分担の検討が必要であり、それまでの間は、常務理事(2名)に府関係者が就任する必要性が認められる。	
		常務理事 (タウン事業本部担当)(常勤)	令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。 なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の人数・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。	A-4 B-3 C-0 D-0	【A】 ・調査票の内容に説得性がある。 ・財団が培ってきた専門性や知見を最大限に活用し、まちづくりの総合コーディネート財団のとしても機能を果たすことを期待する。 【B】 ・都市的課題の解決に必要。 ・ステークホルダーとの仲介も大変だと思うが、こわがらず前進してほしい。	A-2 B-3 C-2 D-0	【A】 ・法人全体のマネジメントを行うとともに、現場レベルでの意思決定をする者として必要。 【B】 ・常勤理事長および職員との分掌の再構成の余地があるようにも感じられる。 【C】 ・府退職者の常勤理事の必要性が十分わからなかった。	認-2 条-5 不可-0	【認められる】 ・千里地区の資産処分や近隣センターの引継ぎ上、行政施策を知る行政経験者は有用と思われる。 【条件付きで認められる】 ・この常勤の常務理事(府関係者)については、他方の常務理事、理事長との仕事の分担を見直す等して、3から2へのポスト減が必要。 ・長期的には分掌の再編成や非常勤化も検討されたい。(職員数に対する理事の比率、常勤理事の比率に絶対的な基準はないが、高く感じる) ・理事長や他の常務理事との職務の重なりが大きいため、職務等の整理が必要である。また、関与することのメリット・デメリットを整理されたい。	認 条 不可	同上	